

条例に基づく地下水規制の現状分析について

令和8年4月23日

地下水採取条例の取組内容調査の概要

■ 目的

全国統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用に向けた実効性のある仕組みのあり方の検討に資するデータや情報を収集する。

■ 対象

地下水採取を規制する条例を有する地方公共団体（都道府県25団体、市町村226団体）

※1つの地方公共団体が複数の該当条例を有する場合、各条例について回答

■ 方法

都道府県及び市区町村から直接回答

■ 期間

令和8年1月30日～ 令和8年2月20日

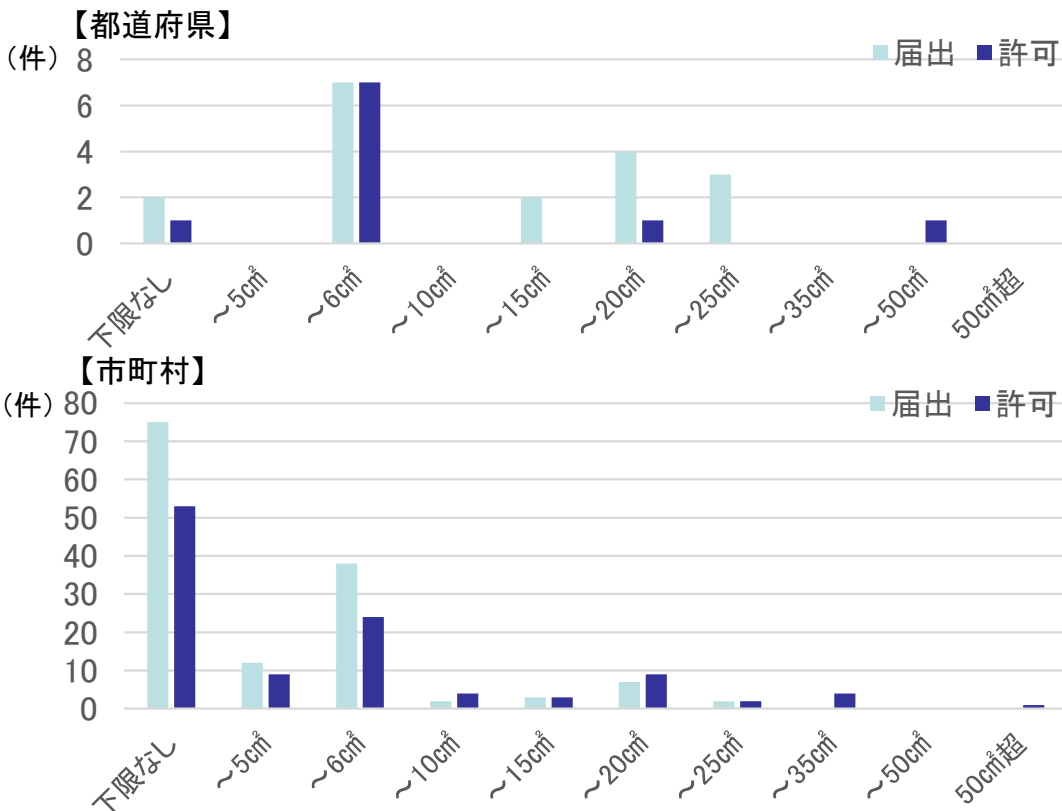
■ 回答数

243件（条例数）（回答率92.4%）

(1)揚水施設の基準(①吐出口断面積・口径)

- 吐出口断面積の大きさは揚水能力と関係しており、吐出口断面積又は口径により、一定規模以下の施設を規制対象外とする条例は、許可・届出等を課す223条例中139条例(約62%)。規制対象の下限値は、届出制では3~21cm²、許可制では約1.3(口径13mm)~75cm²と幅がある。
- 許可基準等として吐出口断面積の上限を設定している条例もあり、特に地盤沈下防止を目的としたものでは、工業用水法等と同様、許可等に際しての技術的基準として、吐出口断面積の上限を定めているものが多い。

各条例で規制対象外となる揚水施設の規模(吐出口断面積)



※一つの条例に複数の吐出口断面積の基準がある場合には、最小値をカウント。また、吐出口口径の基準があるものは、面積に換算してカウント。工業用水法では吐出口断面積6cm²以上の井戸が規制の対象となっている。

吐出口断面積により揚水施設の規模を制限している事例

- 千葉市環境保全条例 (許可の基準)
第48条 市長は、第46条の規定による許可の申請に係る揚水施設について、規則で定める技術上の基準(以下この節において「技術上の基準」という。)に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。
- 千葉市環境保全条例施行規則 (技術上の基準)
第25条 条例第48条第1項の規則で定める技術上の基準は、別表第5に掲げるとおりとする。
別表第5 揚水施設に係る技術上の基準

井戸ストレーナーの位置	地表面下650メートル以深とする。
揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)	21平方センチメートル以下とする。

(参考)工業用水法における許可の技術上の基準(吐出口断面積の上限)

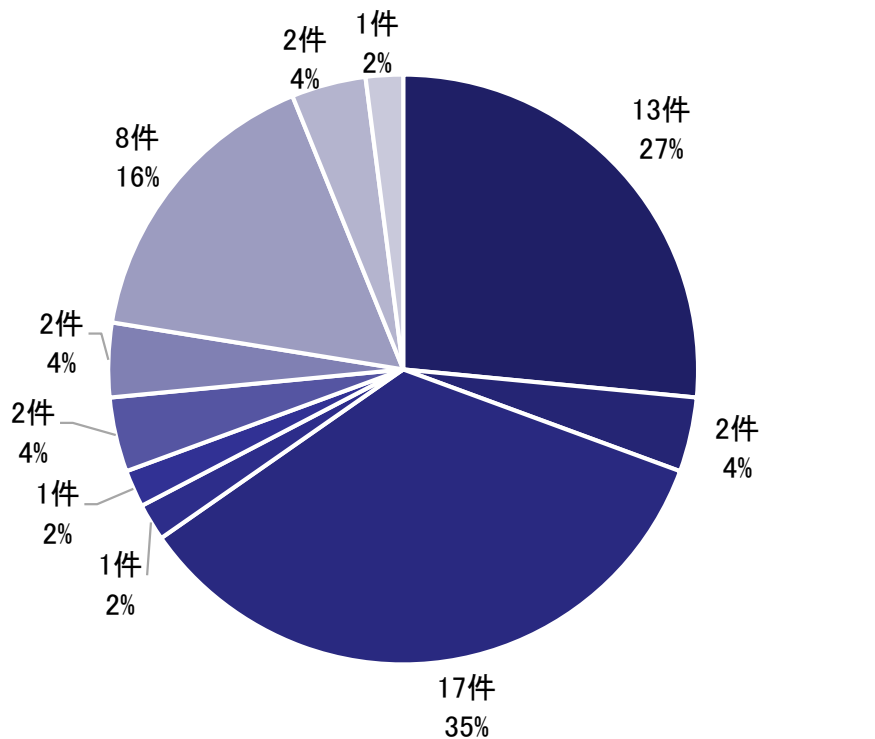
12cm²以下(南相馬市)、19cm²以下(一宮市等)、21cm²以下(大阪市、墨田区等、さいたま市等、千葉市等、仙台市等、岸和田市等)、46cm²以下(川崎市、四日市市、尼崎市、横浜市、西宮市、守口市等)、55cm²以下(伊丹市、豊中市等)

(注)各指定地域における上限の最大値を記載

(1)揚水施設の基準(②揚水量)

- 揚水量により、一定規模以下の施設を規制対象外とする条例は、許可・届出等を課す223条例中49条例(約22%)。規制対象となる一日当たり揚水量の下限値は5~300m³/日であるが、10m³/日とするものが比較的多い。(国民1人当たりの生活用水平均使用量約282リットル/人・日(都市活動用水を含む)令和4年度)
- 許可基準等として揚水量の上限を設定しているものもある。

規制対象外となる揚水施設規模(揚水量)の下限値



■ 下限なし ■ 5m³ ■ 10m³ ■ 20m³ ■ 30m³ ■ 40m³ ■ 50m³ ■ 100m³ ■ 150m³ ■ 300m³

※市町村条例の事例。都道府県条例には事例無し。
 ※一つの条例に複数の揚水量の基準がある場合(許可と届出を併用し、○m³/日以上は許可、○m³/日未満は届出)には重複してカウントしている。
 ※時間当たり又は分当たりの揚水量による制限を行っている場合には、24時間に換算して分類している。

揚水施設の規模を制限している事例

(許可基準として揚水量の上限を設定している例)

- 鈴鹿市水道水源流域保全条例
(揚水設備の設置の許可要件)
第27条 市長は、前条第2項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、許可をしないものとする。
(1) (略)
(2) 一の工場又は事業場等における揚水設備の吐出口の断面積の合計が20.3平方センチメートル以下及び原動機の定格出力が2.2キロワット以下であり、かつ、揚水設備による1日当たりの総揚水量が350立方メートル以下であること。
2 (略)

揚水量の上限を超えるものを原則禁止する事例

- 岡垣町地下水の保全に関する条例
(地下水採取の制限)
第4条 地下水採取者は、一日あたり300立方メートルを超えて地下水を採取してはならない。

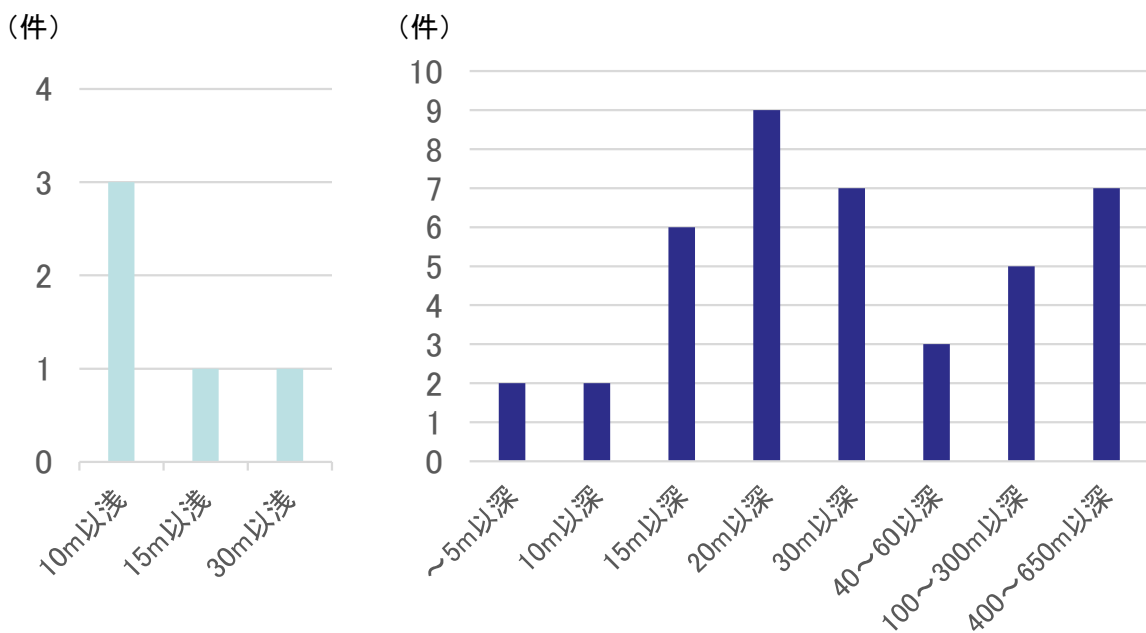
揚水量の上限値の設定状況

	揚水量の上限値(日量)
都道府県条例	平均10m ³ /日・最大20m ³ /日 ~ 800m ³ /日
市町村条例	20m ³ /日 ~ 5000m ³ /日

(1)揚水施設の基準(③ストレーナー位置等)

- ストレーナー位置等深さに関する基準を設けている条例は、許可・届出等を課す223条例中53条例(約24%)。
- 基準の内容としては、規制対象を深井戸に限定するもの、井戸設置の基準として、一定以下の深度とすることを求めるもの、浅井戸のみ掘削を認めるものなどがある。
- 井戸設置の基準として特に深い深度を定める条例は、地盤沈下防止を目的としたものが多い。

深さに関する数値的な基準の設定状況



※条例の中に複数の基準がある場合は、最大値で分類している

○「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の事例

吐出口の断面積※1	対象地域	ストレーナーの位置	揚水機出力	揚水量の上限
6cm ² 以下のもの	23区26市及び瑞穂町、日の出町	制限なし	2.2kw以下	月平均10m ³ /日※2 最大20m ³ /日※2
6cm ² を超え21cm ² 以下のもの	葛飾区、足立区(荒川左岸の地域に限る)、江戸川区(荒川左岸の地域に限る)	650メートル以深とすること	制限なし	制限なし
	墨田、江東、北、荒川、板橋、足立(荒川右岸の地域に限る)、練馬、江戸川(荒川右岸の地域に限る)の各区	550メートル以深とすること		
	千代田、中央、港、新宿、文京、台東、渋谷、中野、杉並、豊島の各区、武蔵野、三鷹、小金井、小平、東村山、東大和、清瀬、東久留米、武蔵村山、西東京の各市	500メートル以深とすること		
	品川、目黒、大田、世田谷の各区、八王子、立川、青梅、府中、昭島、調布、町田、日野、国分寺、国立、福生、狛江、多摩、稲城、羽村、あきる野の各市、瑞穂町、日の出町	400メートル以深とすること		
21cm ² を超えるもの	23区26市及び瑞穂町、日の出町		設置禁止	

○愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」の事例

別表第二十六 揚水設備に係る許可の基準(第六十四条関係)

一	ストレーナーの位置	地表面下10メートル以浅であること。
二	揚水機の吐出口の断面積	19平方センチメートル以下であること。
三	揚水機の前動機の定格出力	2・2キロワット以下であること。
四	揚水設備を設置する工場等の揚水設備による一日当たりの総揚水量	三五〇立方メートル以下であること。

(1)揚水施設の基準(④その他)

- 揚水機の原動機の出力を基準としている条例は、許可・届出等を課す223条例中10条例(約4%)。規制対象の下限値を定めるもの(0.3kw以上～1.5kw以上)や、許可基準を定めるもの(2.2kw以下)がある(前ページの事例参照)。
- その他、ケーシング口径等の基準を設けているものもある。

ケーシング口径の基準を設けている事例

- 木津川市地下水採取の適正化に関する条例

(地下水採取者等の責務)

第5条 地下水採取者及び設置者(以下「地下水採取者等」という。)は、規則で定める取水基準を遵守し、適正に地下水を取水しなければならない。

- 木津川市地下水採取の適正化に関する条例施行規則

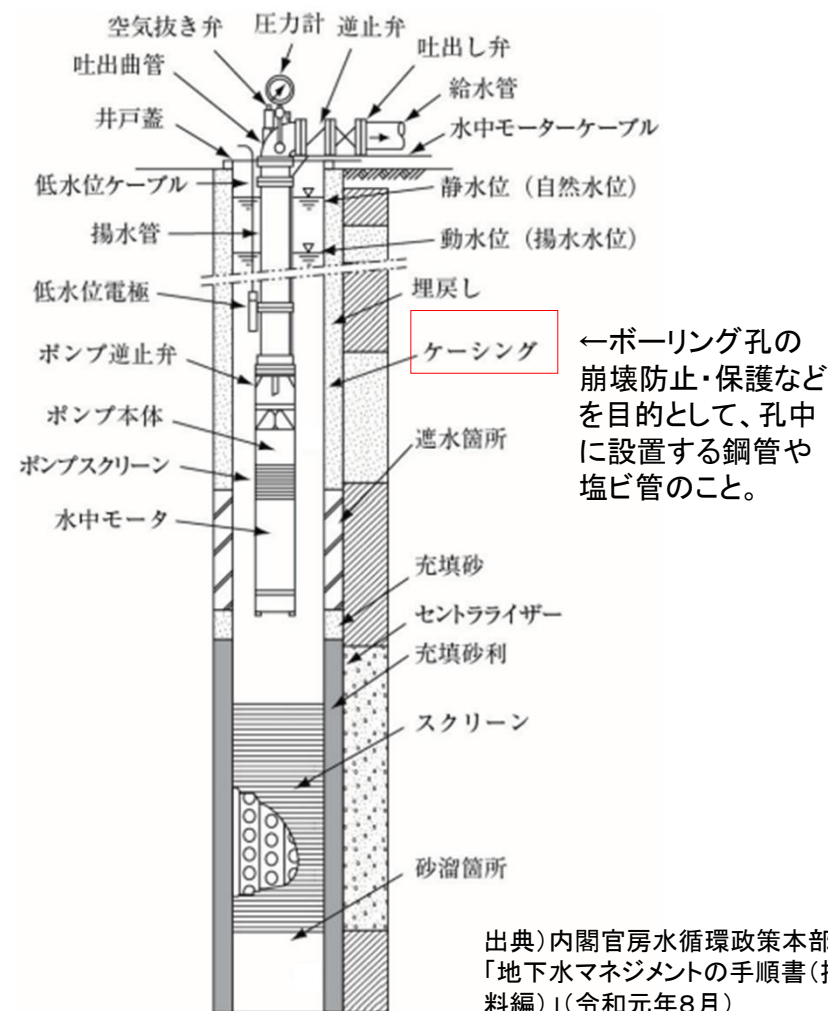
(取水基準)

第3条 条例第5条の規則で定める取水基準は、別表のとおりとする。

別表 取水基準 (第3条関係)

区分	揚水施設の新設	揚水施設の変更
揚水機の吐出口の断面積	123cm ² 以下 (口径125mm以下)	廃止井戸の揚水機の吐出口断面積以下
スクリーンの位置	120m以深の部分	廃止井戸のスクリーン上限より深い部分
井戸間隔	新旧の井戸の深度の和に相当する距離以上	適用除外(ただし、同一敷地内に限る。)
取水量	1日当たり1,800m ³ 以下	廃止井戸の取水量以下
ケーシング口径	口径300mm以下	廃止井戸のケーシング口径以下

井戸の構造例



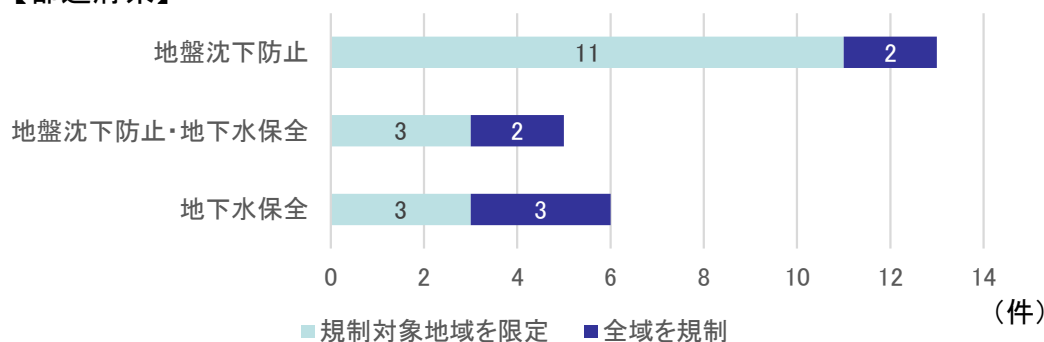
出典)内閣官房水循環政策本部事務局「地下水マネジメントの手順書(技術資料編)」(令和元年8月)

(2)規制対象地域

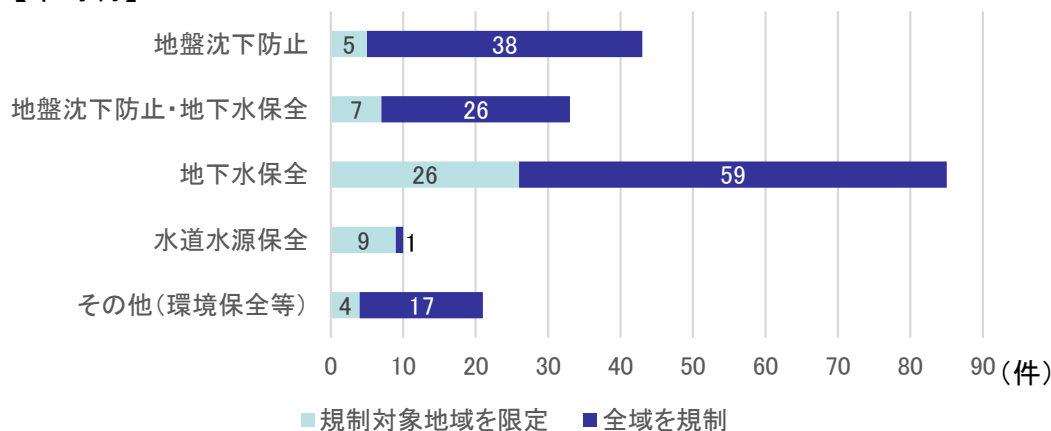
- 規制対象地域を指定し、自治体管内の一部区域に限り規制している条例は、許可・届出等を課す223条例中79条例(約35%)。都道府県の条例では、地盤沈下の防止を目的としたものの8割弱が規制地域を限定している。市町村の条例では、地盤沈下の防止を目的としたものの8割強が全域を規制している。
- 規制対象地域内において、許可・届出の別や、施設規模の限定などにより、地域別に規制強度を変えているものも多い。

規制対象地域の限定の状況(条例目的別)

【都道府県】



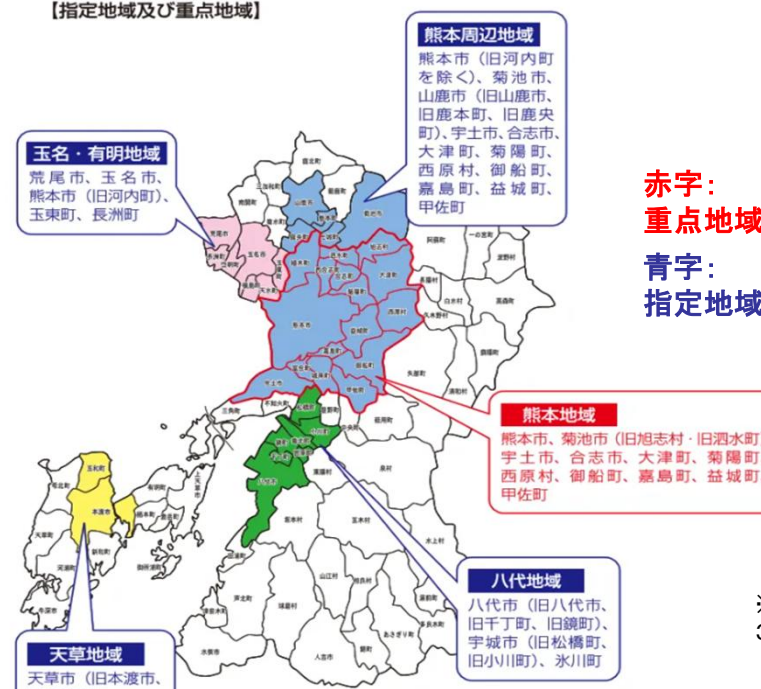
【市町村】



地域別に規制強度を変えている事例

○熊本県地下水保全条例

【指定地域及び重点地域】



※市町村名は平成16年3月31日現在のもの

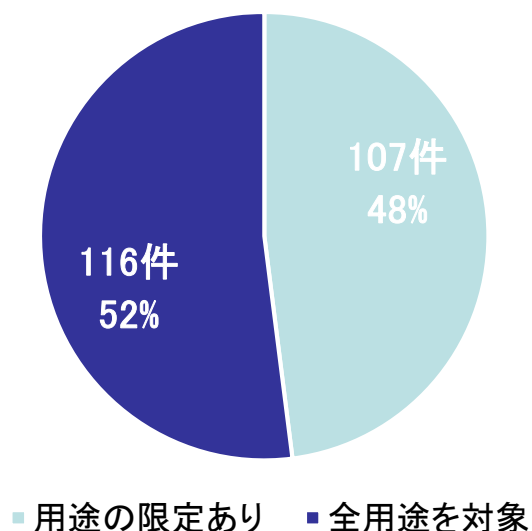
地域名	吐出口の断面積	種類
重点地域	揚水機 6cm超～19cm以下	届出
	自噴井戸 19cm超	許可
指定地域	揚水機 6cm超～125cm以下	届出
	揚水機 125cm超	許可
その他地域	揚水機 50cm超～125cm以下	届出
	揚水機 125cm超	許可

(3)規制対象用途

○条例の規制対象として、対象用途を限定している条例は、許可・届出等を課す223条例中107条例（約48%）。事業用、建築物用、水道事業用のみを規制対象とするもの、家庭用や農業用途を規制対象から除くもの等がある。

○許可等の有無や、施設規模の限定などにより、用途別に規制強度を変えているものもある。

規制対象となる地下水の用途の限定の状況



特定の用途について規制強度を変えている事例

自治体・条例名称	規制強度の変更内容
茨城県地下水の採取の適正化に関する条例	生活用水・工業用水等：揚水機の吐出口断面積50cm ² 超が許可の対象 農業用：揚水機の吐出口断面積125cm ² 超が許可の対象
大阪府生活環境の保全等に関する条例	給水人口5千人以上の水道事業：府知事の許可 その他の用途：毎年の揚水量の報告
長和町水資源保全条例	通常の用途：町長の認定 水道事業・農業用季節使用：届出

適用される用途の例	適用除外となる用途の例
建築物用 事業用 工業用 農業用 水道用	家庭用 公共用 農業用 水道用 非常災害用 消防用

(4)許可基準等の例

○許可基準の例

(1)設備の技術的基準

- ・井戸ストレーナーの位置
- ・揚水機の吐出口の断面積又は口径
- ・1日当たり揚水量
- ・ケーシング口径
- ・近隣の既設井戸との間隔
- ・揚水機の原因機定格出力

(2)その他の基準

<適正な水利用や排水対策の担保>

- ・地下水の有効的な利用に支障がないこと
- ・近隣の既設井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること
- ・用途が必要かつ適当と認められること
- ・周辺地域の地盤の安定に影響を及ぼさないこと
- ・量水器(または水位測定器)が設置されていること
- ・節水及び涵養に関する対策が適切に施されていること
- ・排水施設が十分に講じられていること
- ・自噴井施設について、不使用時の流出防止対策が講じられていること

<周辺地域との適合性>

- ・自治体が定める土地利用計画等の計画に反しないこと
- ・近隣関係者の同意が得られていること

<非代替性>

- ・他の水をもって代えることが困難なこと

○指導・勧告・命令等の基準の例

(1)地下水保全・地盤沈下防止等

- ・地下水の保全のため必要があると認めるとき
- ・地下水の採取により地下水の水位が異常に低下し、又は地盤の沈下の発生により生活環境に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認めるとき
- ・地盤の沈下を防止するため特に必要があると認めるとき
- ・地盤沈下が現に発生している、又は発生するおそれがあると認められ、かつ、地下水の採取行為と地盤沈下現象との間に因果関係があると認められるとき
- ・地下水の枯渇や地盤沈下が著しく、公共用の水道水源及び個人の井戸等に影響があると認められるとき

(2)設備の技術的基準

- ・揚水設備の揚水機の吐出口の断面積又は揚水設備により採取する地下水の量がその揚水設備に係る取水基準に適合しないと認めるとき

(3)その他

- ・条例の規定に違反し自然環境を破壊する行為又はそのおそれのある行為をし若しくはしようとしている者があるとき
- ・自治体の定める開発に関する計画に支障があると認められるとき

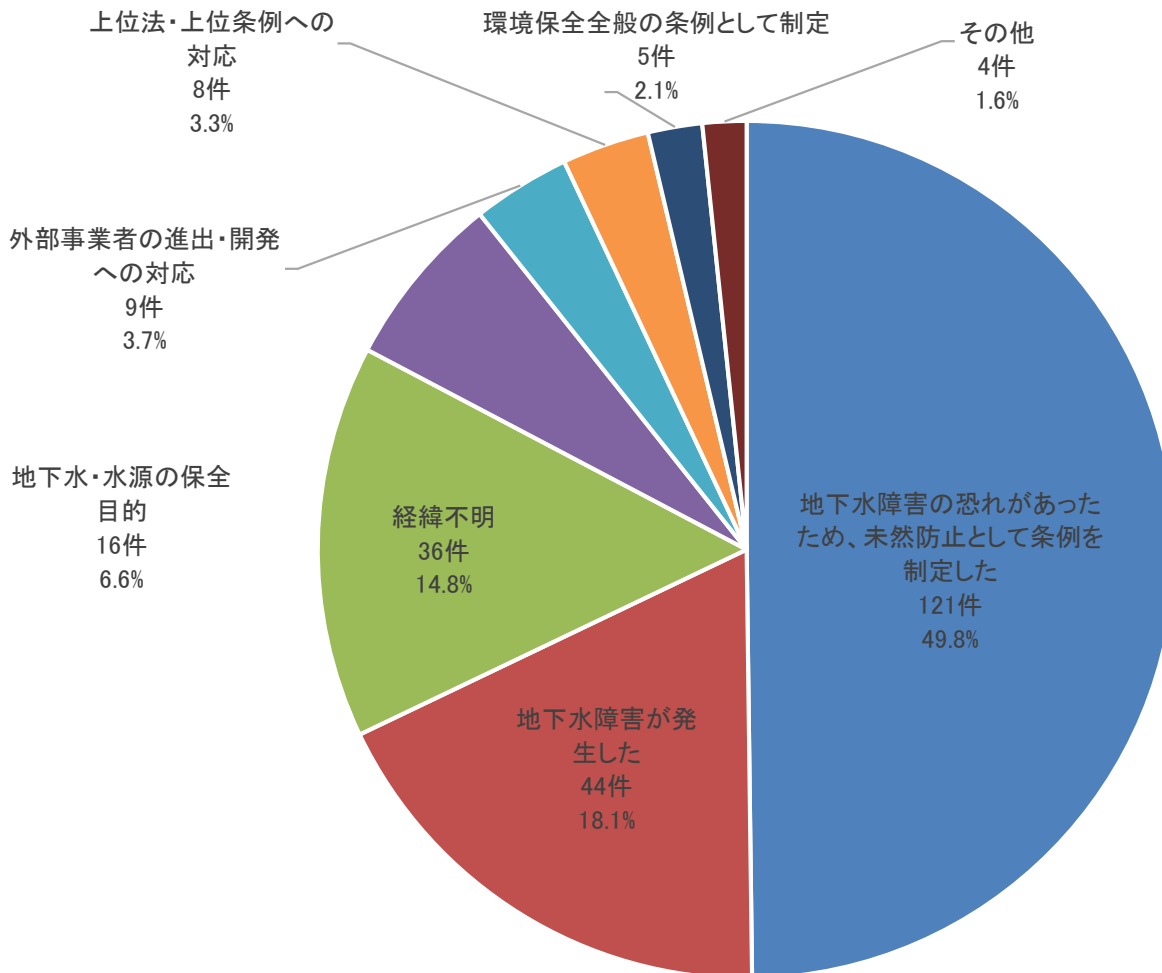
(5) 条例制定の背景

○ 条例制定の背景としては、約半数の自治体が地下水障害の未然防止としており、約18%の自治体が実際に地下水障害が発生したことを挙げている。また、一部自治体では、地下水利用企業の進出への対応や外国人等による地下水採取への懸念が背景として挙げられた。

○ 発生した地下水障害については、生活用水の不足、湧水の枯渇、地盤沈下、塩水化等が挙げられた。

■ 条例制定の背景

■ 発生した地下水障害

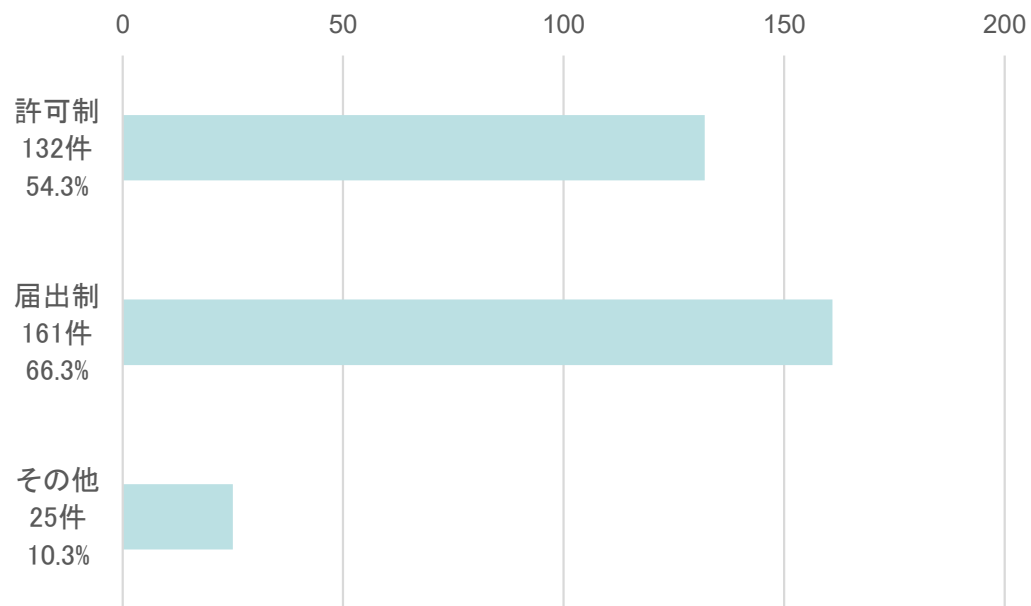


- ✓ 浅井戸枯渇による生活用水の水不足
- ✓ 市内の湧水路やわさび田において、自然湧水の枯渇
- ✓ 天然ガスかん水と工業用水の採取によると思われる顕著な地盤沈下
- ✓ 塩水化が発生
- ✓ 地下水汚染

(6)地下水採取に係る規制の運用(①規制の態様)

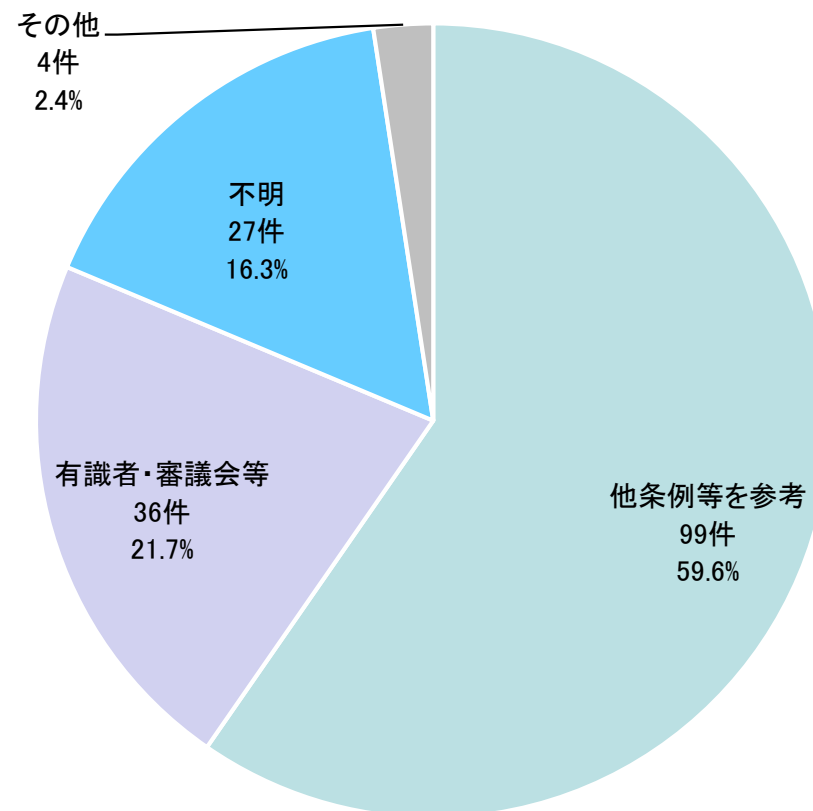
- 地下水採取に係る規制の態様としては、井戸の新設について、約5割が許可制、約7割が届出制、約1割がその他の規制を設けており、自治体ごとに規制手段が異なる。
- 許可基準の設定根拠として最も多いのは、「他条例等を参考」(約6割)であり、既定条例を踏襲する傾向がみられる。

■ 許可制、届出制、その他の別



※複数回答(同一の条例の中に、許可制と届出制の両方を含むものなど)あり

■ 許可基準の設定根拠

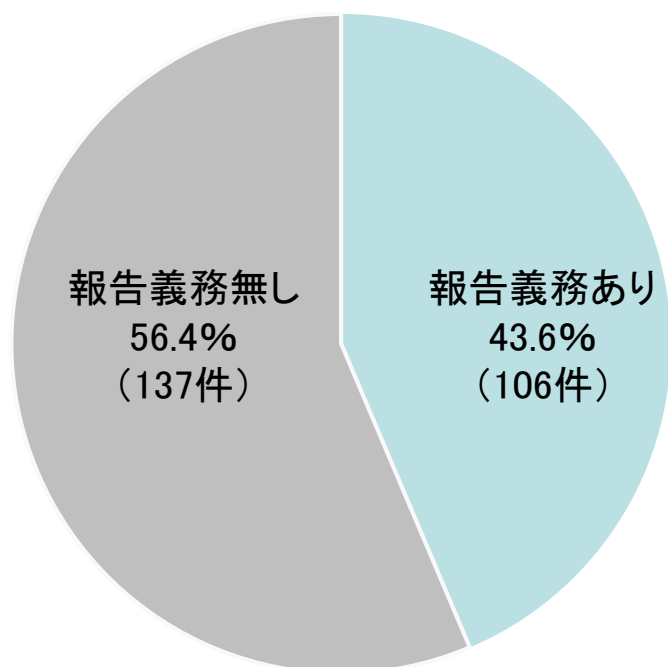


(6)地下水採取に係る規制の運用(②採取量の把握)

○採取量の報告を義務付けていない自治体が過半数を占めており、多くの自治体で、採取量を把握する仕組みが整備されていないことが示唆される。

○採取量の報告を義務付けている自治体においては、水量測定器の設置を併せて義務付けているものが多い。また、報告等の義務付けを許可等の対象者の一部に限定しているものもある。

■ 採取量報告義務の有無



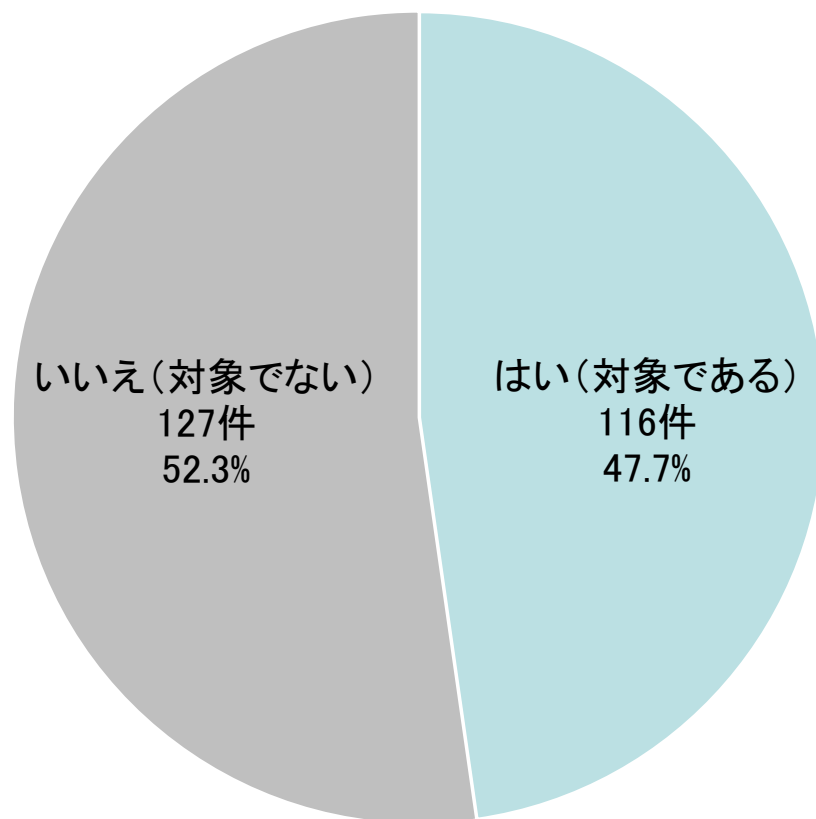
■ 報告等の義務付けを限定している例

県名	規制内容 (許可/届出)	規制対象 (吐出口のサイズ)	揚水報告の対象 (吐出口のサイズ)
宮城県	許可	断面積 6 cm ² 超	断面積 19cm ² 以上
千葉県	許可	断面積 6 cm ² 超	断面積 19cm ² 以上
佐賀県	届出	断面積 6 cm ² 超	断面積 21cm ² 以上
石川県	許可	断面積 6 cm ² 超	断面積 19cm ² 以上
	届出	断面積 6 cm ² 超	断面積 50cm ² 以上
山梨県	届出	断面積 6 cm ² 超	断面積 50cm ² 以上
徳島県	届出	断面積 21cm ² 超	口径 80mm以上

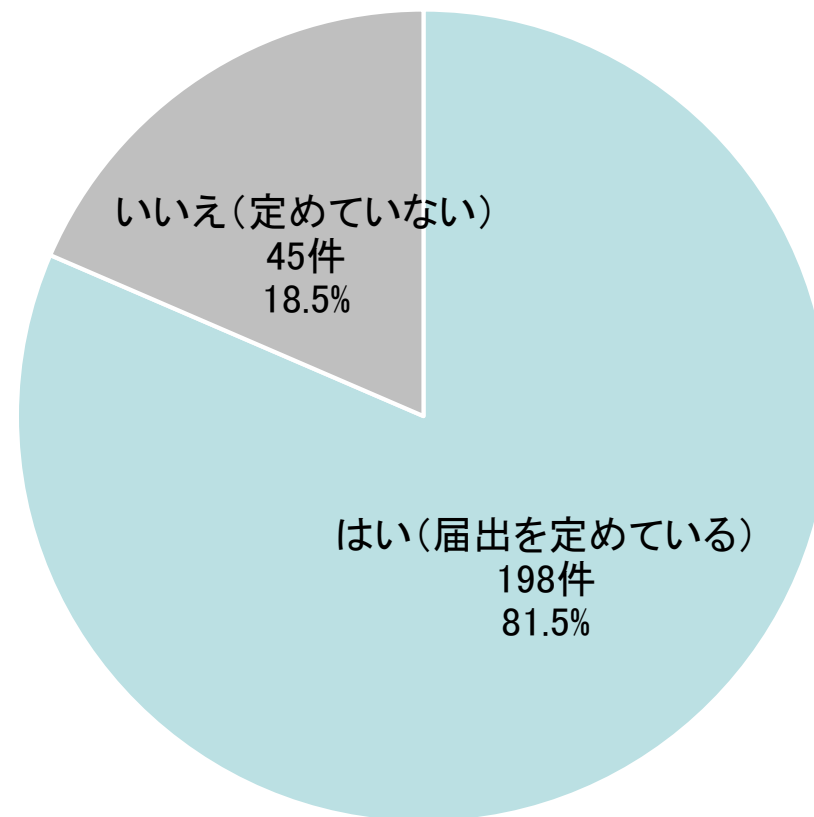
(6)地下水採取に係る規制の運用(③井戸の把握)

- 既存井戸(条例制定前から利用されている井戸)を規制対象としない自治体が過半数を占めており、各条例により規制対象となり得る井戸の把握ができていない可能性がある。
- 一方、約8割の自治体が、採取者変更時の届出を規定しており、井戸の所有者や利用者の変更を把握する制度は比較的整備されていると言える。

■ 既存利用者に対する井戸の届出等の規制対象の有無



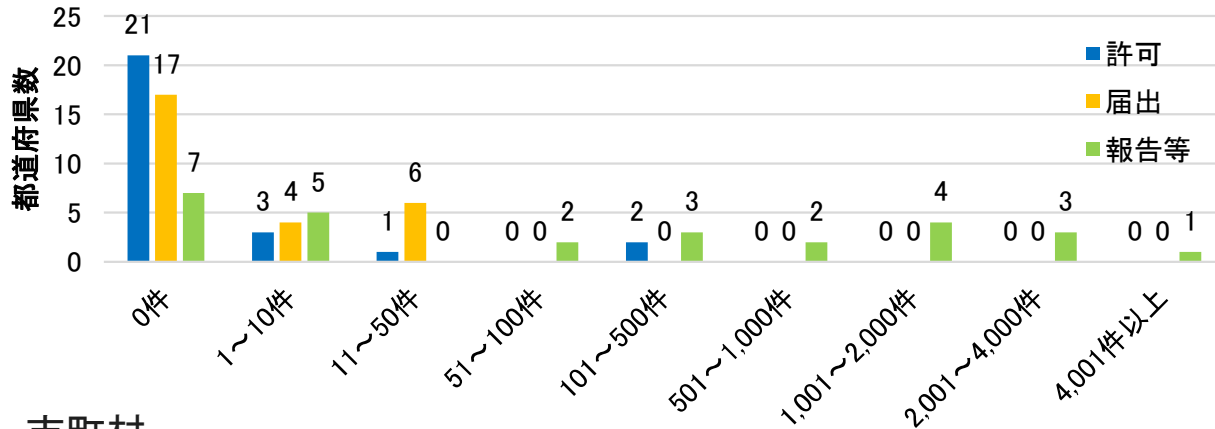
■ 採取者に変更があった場合の届出の有無



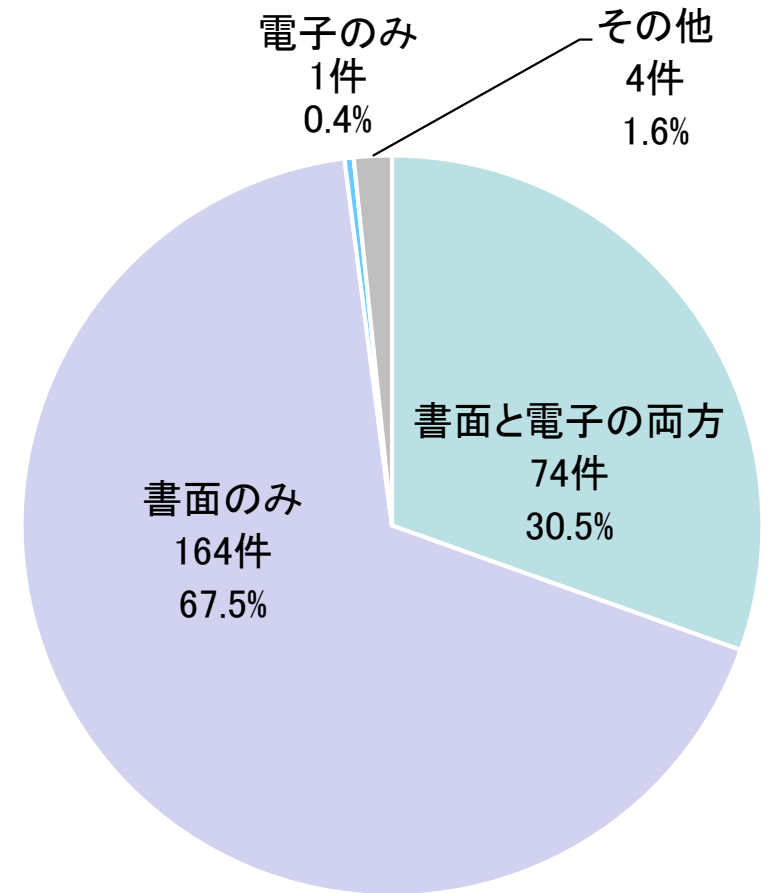
(6)地下水採取に係る規制の運用(④許可・届出等の受理件数)

- 許可や届出、揚水量報告等の受理件数は、都道府県・市町村ともに概ね0件から10件程度である。一方、都道府県レベルでは、対象とする井戸の規模の違い等により件数が幅広く分布しており、1000件を超える自治体もある。
- また、約7割の自治体で受理方法を書面のみとしており、電子化が進んでいない。

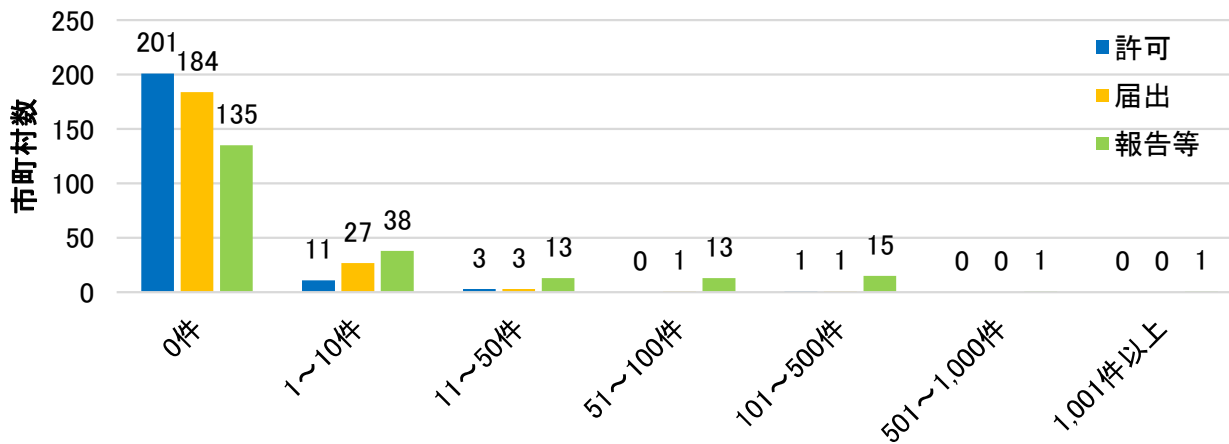
■ 届出や揚水量報告等の受理件数(2024年度)



■ 届出や揚水量報告等の受理方法



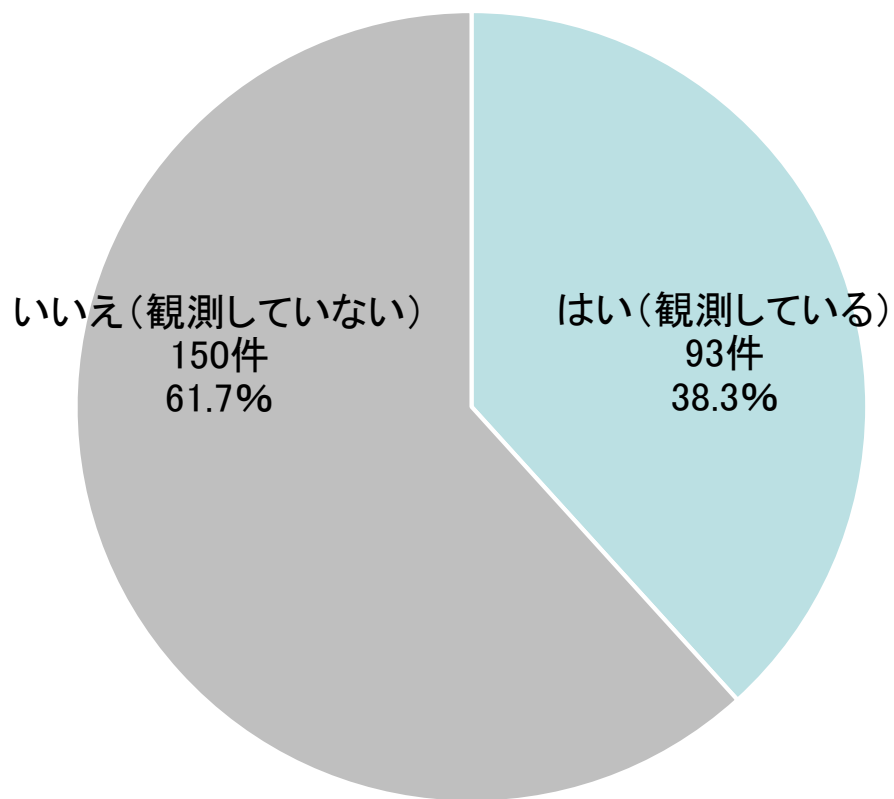
② 市町村



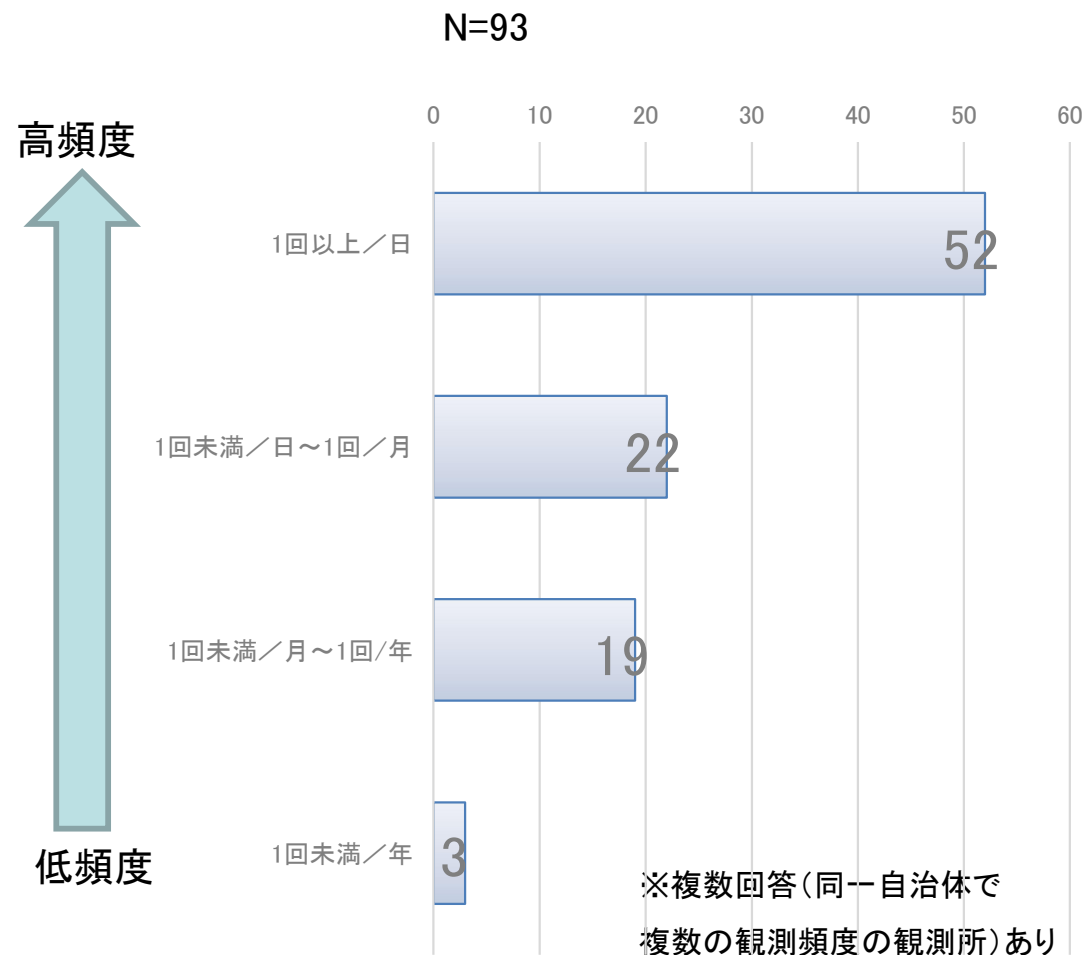
(7)地下水の観測(①地下水位の観測の有無と頻度)

- 地下水位の定期観測については、約4割の自治体を実施している一方、約6割の自治体は実施していない。
- 自治体が保有する観測井で地下水位観測を行っている自治体のうち、過半数は1日1回以上の頻度で観測を行っている。

■ 自治体内の地下水位の定期観測の状況



■ 地下水位の観測頻度と自治体数

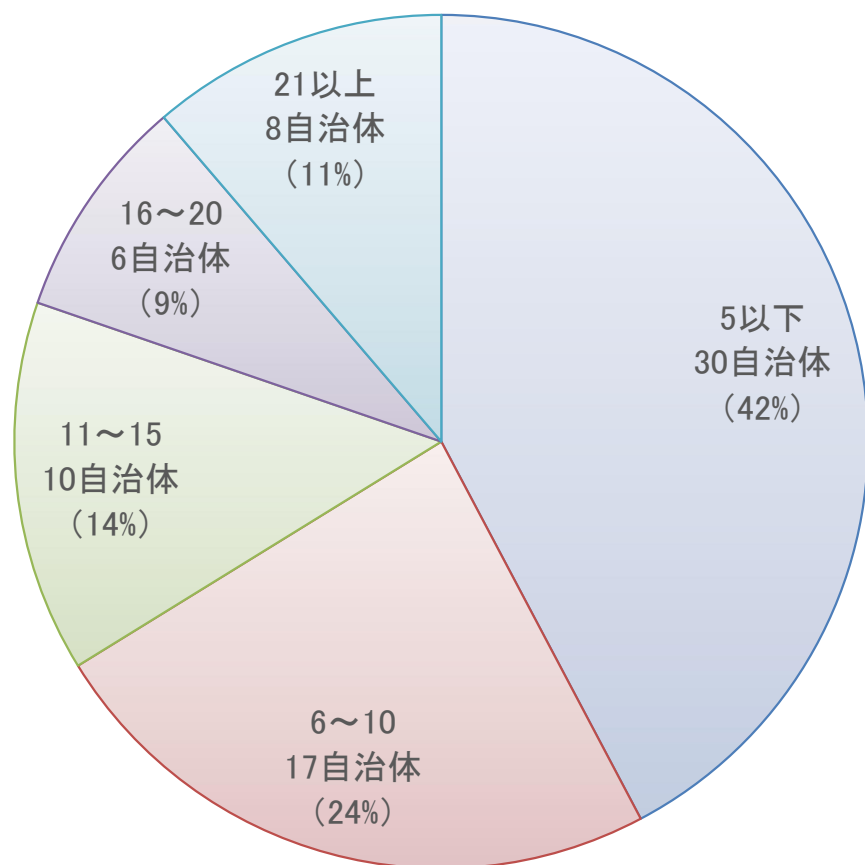


(7)地下水の観測(②地下水位の観測井の数)

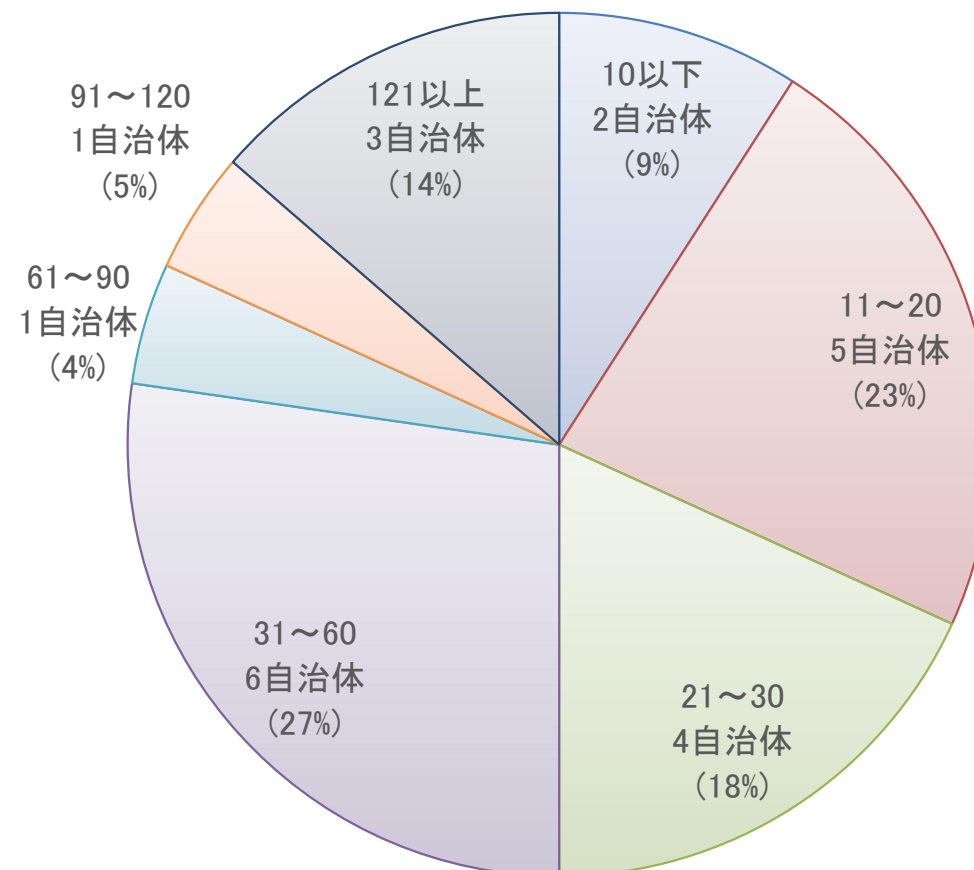
○自治体内における地下水の観測井については、条例等が制定されている市町村においても「5以下」が4割程度となっている。

■ 自治体内の観測井の数

(市町村単位での回答を集計)



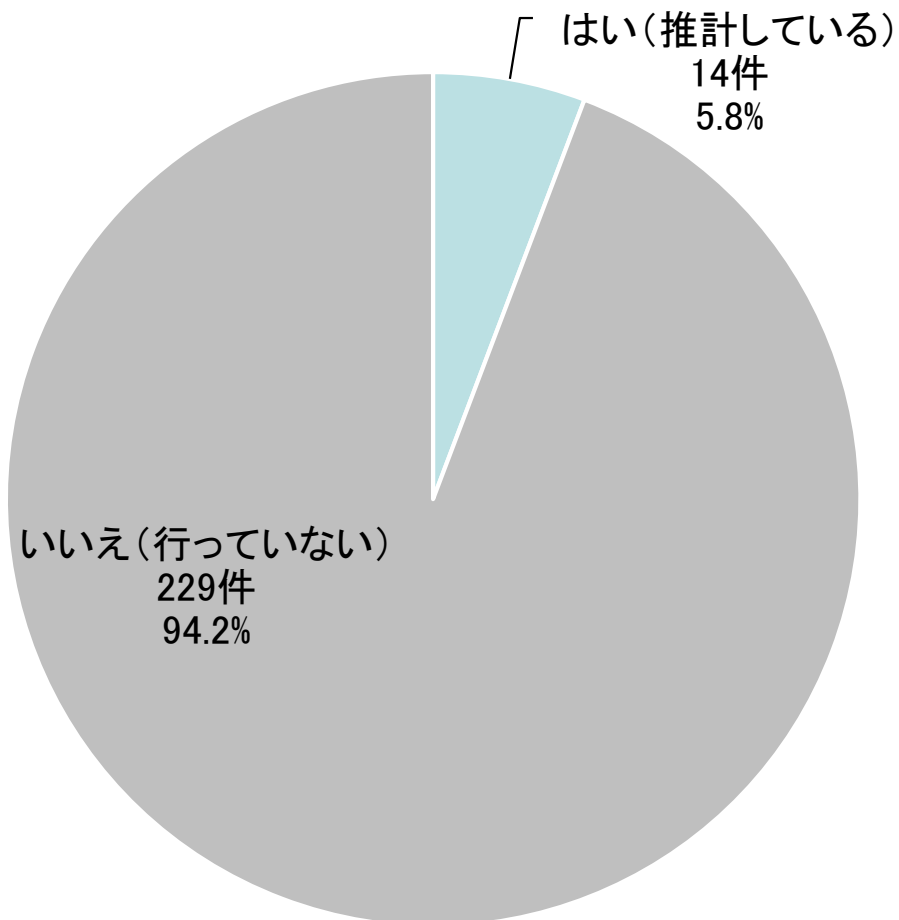
(都道府県単位での回答を集計)



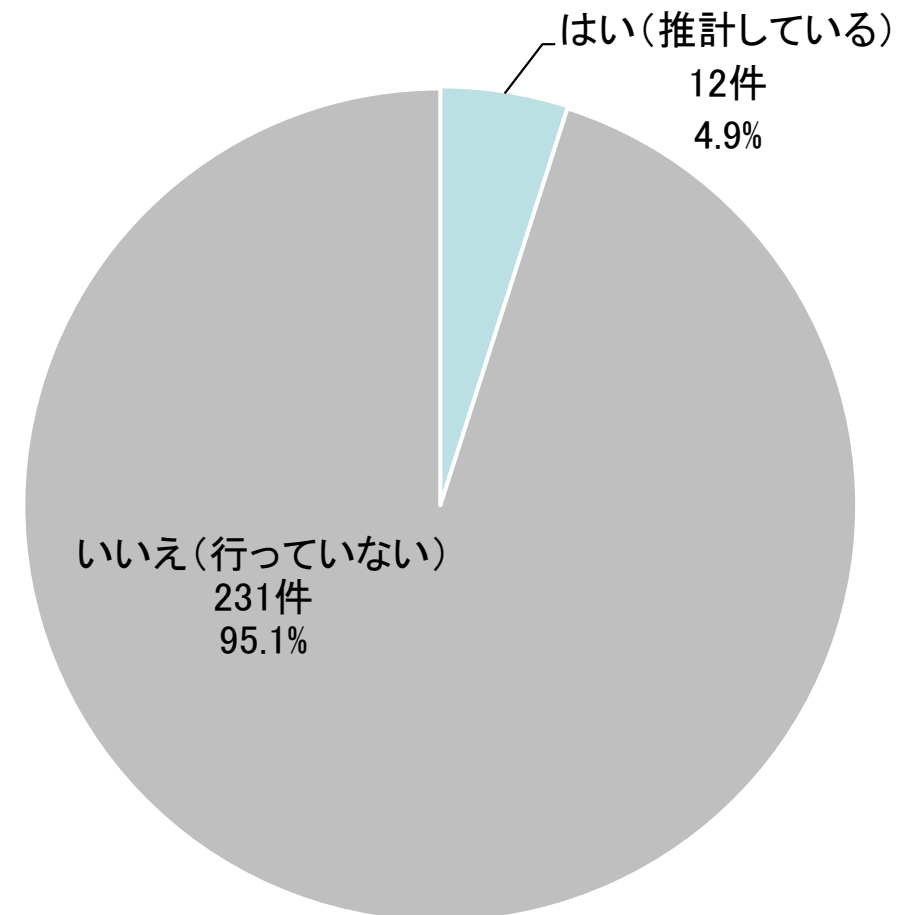
(8)地下水の収支及び賦存量の推計

○地下水の収支を推計している自治体は約6%であり、また、地下水の賦存量を推計している自治体は約5%となっている。

■ 地下水収支の推計の実施有無



■ 地下水賦存量の推計の実施有無



①気候変動による地下水への影響について

- 気候変動の影響で地域や季節等の場の条件によって、地下水位が上昇する地域、低下する地域が見られるのではないか。
- 気候変動の影響により、降水量の変化に比べて蒸発散量の増加が大きくなり、また、短時間豪雨の増加により表面流出も増加することが見込まれるため、地下水涵養量が減少する地域が多くなることを見込まれるがどうか。

②地下水採取の影響把握方法について

- 地下水位の観測に加えて地域のデータ(地形・地質等)の整備状況に応じてケースAからCの解析手法を組み合わせることで、地下水採取による賦存量への影響を一定程度把握することは可能と考えられるがどうか。

③地下水採取の実態把握の対象について

- 全国統一的な把握の対象として、(把握に係るコストを勘案し、)揚水量又は吐出口断面積等の規模や用途により一定のものに限ることが妥当と考えられるがどうか。その他考慮すべき項目はあるか。